

平成 26 年 2 月 27 日

消費税法改正の対応に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より、ジェイエスエススイミングスクールをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さてこの度「消費税法改正」の決定に関し、弊社における対応を下記の通りご案内申し上げます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます

敬具

記

「価格について」

現行：税抜消費税価格＋消費税 5%

改正後：税抜消費税価格＋消費税 8%

「実施日」

2014年4月1日（火）

消費税率変更となる2014年4月1日以降に弊社がご提供する商品・サービスにつきましては、ご契約書等に現行消費税率5%の記載がある場合を含め、新税率8%の適用となります。

尚、平成26年4月分以降の会費（月会費、休会費、年会費）につきましても入金日に関係なく消費税率8%での対応となります。

詳しくは各店舗のホームページをご参照ください（平成26年3月15日掲載予定）

ご不明な点等がございましたら各店舗のフロントまでお問合せ下さい。

以上